

建築物・建築設備・防火設備定期点検業務仕様書

- 1 業務名 建築物・建築設備・防火設備定期点検業務
 - 2 対象施設 吹田市立岸部市民センター
吹田市立千里丘市民センター
吹田市立山田ふれあい文化センター
 - 3 定期点検仕様
 - (1) 点検業務内容
 - ア 建築点検
建築基準法第12条第2項に基づく建築点検（3年に1回）
 - イ 設備点検
建築基準法第12条第4項に基づく設備点検（1年に1回 昇降機を除く）
 - ウ 防火設備点検
建築基準法第12条第4項に基づく防火設備点検（1年に1回）
 - (2) 点検者の資格
点検者は当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 一級建築士（すべての点検業務が可）
 - イ 二級建築士（すべての点検業務が可）
 - ウ 特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
 - エ 建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
 - オ 防火設備検査資格者（防火設備の点検に必要）
- ※点検の実施に先立ち次の事項について書面をもって通知すること。
1. 氏名 2. 生年月日 3. 経歴書 4. 点検に関する資格を証明するもの（写し）
- (3) 点検方法
 - ア 建築点検
建築基準法第12条第2項に基づく建築点検（令和2年度及び5年度に実施）
《平成20年国土交通省告示第282号に定める検査項目、事項、方法による点検》
 - イ 設備点検
建築基準法第12条第4項に基づく設備点検（毎年度実施）
《平成20年国土交通省告示第285号に定める検査項目、事項、方法による点検》
 - ウ 防火設備点検
建築基準法第12条第4項に基づく防火設備点検（毎年度実施）
《平成28年国土交通省告示第723号に定める検査項目、事項、方法による点検》
 - (4) 点検結果の報告 点検結果については書面で作成し報告すること。